

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第131号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成15年9月11日付け『聞取り等報告書』に記載されている9月10日の砂防室での協議記録には、『竹原市道路台帳については、竹原市より内容を聞取ったものであり、写しはないので証拠書類として添付しない。』と明記されている。そこで、当該竹原市から聞取った際に作成された文書等、竹原市道峠郷線の道路台帳に関する内容及び道路管理者が定めている法的判断等が分かる記録の全てを開示請求の対象とする。」と記載された開示請求書による行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書の不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 常識的には、開示請求書に記載したとおり、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）が竹原市から聞取った際に作成された文書が存在すると考えられることから、実施機関は、当然に存在する文書を隠匿している疑義がある。
- (2) 該当する文書がないということは、当該文書は竹原市峠郷線の通行に関する法的判断をする際の重要な証拠となるにもかかわらず、竹原支局が自らにとって都合の悪い公文書（道路台帳）は審査請求の証拠として提出したくないということを表明しているものと解釈せざるを得ない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 異議申立てに関する経緯

- (1) 異議申立人の関係者は、平成15年4月22日付けで、東広島地域事務所長（以下「所長」という。）に対し、竹原市内の砂防指定地内普通河川（以下「砂防河川」という。）郷川へ橋りょうの設置を行うために、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号）第3条及び第4条の規定による砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用の許可申請を行った。
- (2) 上記（1）の許可申請（以下「本件橋りょう設置許可申請」という。）に対し、所長は、橋りょうの設置が社会経済上必要やむを得ないものかどうか（以下「必要不可欠性」という。）の有無を審査した上で、当該申請については、橋りょうを設置しなくても、利用可能な進入路として市道峠郷線（以下「本件市道」という。）があることから、必要不可欠性が認められないと判断し、平成15年7月7日付け東広建竹第19号で不許可処分を行った。
- (3) 上記（1）の許可申請者の代理人として、異議申立人から、平成15年7月15日付けで広島県知事に対し、上記（2）の不許可処分についての審査請求があった。
- (4) 上記（3）の審査請求に対し、審査庁である広島県知事から処分庁である所長に対し、弁明書の提出要求があったため、所長は、平成15年9月12日付け東広建竹第51号による弁明書（以下「本件弁明書」という。）を提出した。

### 2 本件処分について

- (1) 本件橋りょう設置許可申請の審査に当たっては、申請図書や申請箇所付近における現地調査の結果から、本件市道の幅員が2.4メートルあり、通行禁止や通行制限の措置も行われていないため普通車程度の車両の通行は可能であり、また、容認されているものと判断したものであるが、念のため、当時の担当職員が、管理者である竹原市へ本件市道の道路台帳の内容について聞取りを行った。しかし、このことは、先の判断には影響を与えるものではなかったため、当該聞取りの日時、内容及び相手方を記録した聞取書は作成しなかった。
- (2) したがって、本件請求に係る行政文書については作成又は取得していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

異議申立人は、竹原支局が作成した平成15年9月10日の砂防室での協議記録（以下「本件協議記録」という。）に、「竹原市道路台帳については、竹原市より内容を聞取った」との記述があることを踏まえて、その聞取りを行った際に作成された本件市道の道路台帳に関する内容及び道路管理者が定めている法的判断等が分かる記録の開示を請求したものである。

### 2 本件処分の妥当性について

(1) 異議申立人は、竹原支局が「竹原市から聞取った際に作成された文書があると考えられる」と主張している。

これに対し、実施機関は、申請図書及び現地調査の結果から、本件市道は「普通車程度の車両の通行は可能であり、また、容認されている」と判断したが、念のため、竹原支局が竹原市に本件市道に係る道路台帳の内容について聞取りを行った。しかし、その聞取り内容は、当該判断には影響を与えなかったため、聞取書は作成しなかった旨を説明している。

(2) 竹原支局が竹原市から聞取った具体的内容は必ずしも明らかではないが、本件弁明書には、「本件市道の管理者である竹原市によれば、自動車交通不能の基準は、車道幅員 2 m 以下か通り抜け不可の場合が交通不能とされており、本件市道は、竹原市道路台帳では車道幅員 1.4 m、路肩 1 m とされているため、自動車交通不能とされている、とのことである。」と、竹原支局が竹原市から聞取ったと思われる内容が記載されており、この記載内容が、竹原支局が竹原市から聞取った内容だとすると、その内容を記載した聞取書等があれば、本件請求に係る対象文書に該当すると考えられる。

(3) しかしながら、本件弁明書には、上記(2)で引用した「竹原市道路台帳では(略)自動車交通不能とされている、とのことである。」に続いて、「しかし、竹原市内では、(略)狭小ないわゆる生活道路においては、道路法第 47 条第 2 項及び車両制限令の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使って自動車を通行させることは、一般的に行われている。これに対しては、特に必要がある場合を除いて、道路管理者が、通行禁止や通行制限等の措置を行っていない実態がある。」と、本件橋りょう設置許可申請の審査においては、道路台帳の「自動車交通不能」との記載よりも、実態上、道路管理者による通行禁止等の措置が行われていないことが重視されたことがうかがえる記述が認められた。また、竹原支局が現地調査により本件市道の幅員を確認していることも勘案すれば、所長は、本件市道の道路台帳に係る聞取内容を本件橋りょう設置許可申請の審査に影響を与える重要なものとは考えなかったことがうかがえる。

(4) 実施機関の文書管理規程第 18 条は、「電話又は口頭で受けた事案のうち重要なもの」については、聞取書の作成を義務付けているが、上記(3)のとおり、所長は竹原市道路台帳の記載内容を重視しなかったと考えられるため、実施機関が聞取書の作成や裏付け資料等の入手をしていなくても、不合理であるとは言えない。

(5) したがって、実施機関が本件請求に係る行政文書を保有していないとして不開示(不存在)とした決定は妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                        | 処 理 内 容  |
|------------------------------|--|
| 16. 3. 10                    | ・ 諮問を受けた。                                      |
| 17. 11. 30                   | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。                          |
| 21. 11. 5                    | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。                            |
| 22. 3. 31                    | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。<br>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 23. 9. 29                    | ・ 異議申立人から意見書を収受した。                             |
| 23. 10. 7                    | ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。                            |
| 26. 6. 26<br>(平成 26 年度第 3 回) | ・ 諮問の審議を行った。                                   |
| 26. 7. 31<br>(平成 26 年度第 4 回) | ・ 諮問の審議を行った。                                   |

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 荒 井 秀 則              | 弁護士       |
| 中 坂 恵美子              | 広島大学大学院教授 |
| 横 藤 田 誠<br>（ 部 会 長 ） | 広島大学大学院教授 |